

令和8年度

町税・各種料金納期一覧表

	町県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	上下水道料金		下水道事業 受益者負担金
							北部地区	南部地区	
令和8年4月								3月検針分 4/30まで	
5月		第1期 6/1まで	全期 6/1まで				4月検針分 6/1まで		
6月	第1期 6/30まで							5月検針分 6/30まで	第1期 6/30まで
7月		第2期 7/31まで		第1期 7/31まで	第1期 7/31まで	第1期 7/31まで	6月検針分 7/31まで		
8月	第2期 8/31まで			第2期 8/31まで	第2期 8/31まで	第2期 8/31まで		7月検針分 8/31まで	
9月				第3期 9/30まで	第3期 9/30まで	第3期 9/30まで	8月検針分 9/30まで		第2期 9/30まで
10月	第3期 11/2まで			第4期 11/2まで	第4期 11/2まで	第4期 11/2まで		9月検針分 11/2まで	
11月				第5期 11/30まで	第5期 11/30まで	第5期 11/30まで	10月検針分 11/30まで		
12月		第3期 1/4まで		第6期 1/4まで	第6期 1/4まで	第6期 1/4まで		11月検針分 1/4まで	第3期 12/25まで
令和9年1月	第4期 2/1まで			第7期 2/1まで	第7期 2/1まで	第7期 2/1まで	12月検針分 2/1まで		
2月		第4期 3/1まで		第8期 3/1まで	第8期 3/1まで	第8期 3/1まで		1月検針分 3/1まで	第4期 3/1まで
3月				第9期 3/31まで	第9期 3/31まで	第9期 3/31まで	2月検針分 3/31まで		
担当課	税務課 ☎ 37-1114			地域福祉課 ☎ 37-1113		健康推進課 ☎ 36-8660	水道お客さまセンター 建設水道課		☎ 37-1120 ☎ 29-4951

上下水道料金の地区については、次のとおりです。	
北 部	・八手庭 ・横山 ・大平 ・小平 ・鷺足 ・山寺 ・山下 ・笠野 ・花釜 ・牛橋 ・浅生原 (一部) ・高瀬 (一部) ・つばめの杜東 (一部)
南 部	・浅生原 ・つばめの杜東 ・つばめの杜西 ・高瀬 ・合戦原 ・真庭 ・久保間 ・中山 ・下郷 ・町 ・上平 ・磯 ・中浜 ・新浜 ・笠野 (一部)

* 下水道事業受益者負担金は、特定環境保全公共下水道区内の土地を所有している方に下水道整備後3年間賦課されます。

* 町税や保険料は、表以外の納期で賦課される場合があります。

* 上下水道料金は、税及び保険料と口座振替日が異なります。
口座振替日は隔月26日(土日祝日の場合は翌日)となります。

**納入は安全で便利な口座振替で
納付は忘れず遅れず期限まで**